

日本禪宗寺院に關する考察 III

—和漢禪利次第の研究—

大石守雄

本研究誌の前號(五二號)において塔頭寺院の性格を考察したのであるが、五山の塔頭寺院に關しては、大體江戸時代初期に書かれた和漢禪利次第なる書物があり、五山十刹の制度以後江戸時代初期まで塔頭寺院が追加されて記されている。その書物について、續群書類從第廿八輯上に載せられている和漢禪利次第を中心に書誌學的研究を試みたい。

- A 和漢禪利次第 一卷 續群書類從廿八上⁽²⁾
 B 倭漢禪利次第 一卷 駒澤大學圖書館藏
 C 倭漢禪利 一卷 兩足院藏
 D 倭漢禪利集 一卷 兩足院藏
 E 倭漢禪利次第 一卷 兩足院藏
 F 倭漢禪利次第 一卷 今津洪嶽教授藏
 G 和漢十刹次第 一卷 兩足院藏

H 倭漢禪利記拔 一卷 兩足院藏

以上の八本はA以外は全部寫本にて、右記以外にもある様だが原稿にする迄には蒐集出来なかつた。⁽³⁾

先づA和漢禪利次第は、Bの駒澤大學藏本と同文にて、多分B本よりA本の續群書類從に掲載されたのであらう。その内容を概略して見ると我が國の禪寺、特に南禪寺を五山之上として、京都五山、鎌倉五山を初め、畿内七道六十六ヶ國の百九十四の禪寺及び大唐の五山十刹、甲刹に關して、その開山又は世代、境致、塔頭等のことが記してある。南禪寺には塔頭(寮舍を含む)六十二寺。天龍寺の塔頭は十四寺、相國寺の塔頭は三十三寺、建仁寺の塔頭は四十二寺。東福寺には六十三塔頭、萬壽寺、建長寺には塔頭は二十九寺、圓覺寺の塔頭は三十七寺、壽福寺の塔頭は七ヶ寺、淨智寺、淨妙寺など、

京都・鎌倉の五山と、全國禪寺十刹の位次には三十一ヶ寺。また關東十刹には十二寺があげてあり、日本諸國諸山の禪院として五畿内二十一寺、東海道十五國三十九寺、東山道八國三十五寺、北陸道七國二十一寺、山陰道八國十八寺、山陽道八國二十二寺、南海道六國九寺、西海道九國二十九寺を記し。大唐禪刹位次には、大唐禪刹位次には、五山、十刹、甲刹(三十二寺)をあげてい

る。さらに豐州羅漢寺舍利塔銘、羅漢石佛緣起、高城寺佛殿上梁銘、中峯派之宗系、東大寺大佛殿緣起之拔書、禪宗與公家配官之次第などのほかに最澄(七六六〜八二二)、役行者(六三四〜)、行基(六七〇〜七四九)の傳記の一部を收め、禪刹に直接關係の無いものが收録されている。南禪寺塔頭の終りに次ぎのことがあげてある。⁽⁵⁾

右南禪寺者。爲勅願皇居之間。可爲五山之上者也。仍於長者舊之位者。可爲天龍建長之上。至自餘五山者。隨京都鎌倉之所在。相互可爲賓主禮之狀如件。

至德三年丙寅七月十日
(百二代小松院年號)⁽⁴⁾

(鹿苑院殿義滿東山殿也)^(七)

南禪寺座位事。可爲天下第一五山之狀如件。

至德三年七月十日

左大臣御判

義堂和尚

天龍寺座位事。可爲五山第一狀如件。

元章和尚(二十二世入院、已後當寺座位)

五山第一天龍寺住職事。任先例。可被執務之狀如件。

至德三年八月十二日 左大臣

德叟和上第一開有帖云天龍四十五世座位復轉第一山

應永十七年庚寅二月廿八日。⁽⁵⁾

(小松院年號相公鹿苑義滿)

京師南禪寺五山之上⁽⁶⁾

天龍寺五山第一 鎌倉 建長寺 一

相國寺五山第二 圓覺寺 二

建仁寺五山第三 壽福寺 三

東福寺五山第四 淨智寺 四

萬壽寺五山第五 淨妙寺 五

さらに禪宗與公家配官之次第には、

南禪天龍兩寺者 配准三宮也

建長以下至淨妙者 准太政大臣也

等持禪興已下者 准大納言也

平僧者 准中納言也

行堂者任法眼 准四位殿上人云々

右記目者聞庭田大納言家證焉

永祿八年乙丑暮春吉日

現鹿苑集堯 在印

(雲頂院仁和尙也)

とある。また五山の内塔頭について詳細を極めているのは東福寺である。東福寺住持の世代の順に塔頭をあげると共に、塔頭を作らなかつた世代の祖師をあげ、最後は「二百十三世惠心、永祿二年己未十月入寺」とある。さらに正法山妙心寺塔頭數之覺なるものがあり、七十六塔頭と龍安寺も二十一寛塔頭をあげ、文十年二月廿二日迄としてある。しかして卷末に貞享戊辰四月十一日搜校了してある。この書物の中で最も降る年號である。

C倭漢禪利は建仁寺塔頭兩足院藏のもので内題は倭漢禪利次第とあり、Aより比較して塔頭數は同じであるが、その終りは三教出興頌(迦維羅衛國)なるものがある。

釋迦降_二跡迦維衛_一。周昭甲寅廿四歲。

穆壬壬申五十二。如來八十歸_レ眞際。

滅後一千十六年。教法東傳漢明帝。

佛生四百二十二。老子方生定王世。

佛生四百七十七。孔子與王方誕_レ質。

爲報勞生雅子知。暫分三足還飯_一。

四明石芝釋宗曉注云。此頌自昔流佛傳而不知著述之者、老子至景王貴二十四年庚辰、年十五見周德衰、遂入函谷關、俱尹喜之流沙西服巨勝之境、莫知所終也、

孔子周年七十二魯哀公十六年當敬王四十二年壬戌歲、四月十一日、午時薨、釋教稱衆生、道家曰勞生。

とあり。以下禪宗の法系圖が記され、大體室町時代の玉碗梵芳(一三九四)、岐陽方秀(一三六三)まで掲載されている。特に東福寺門派の法系が詳しいのも特色である。

D倭漢禪利集は兩足院世代の利峰東鏡の筆寫したもので、初めに倭漢禪利次第とあり、此の部分は全體前に同じである。卷末に東福寺塔頭芬陀利華院定山祖禪(九七三)の續正法論一卷が附されている。これは貞治六年(正平二十二年一三六七)九月に中國五臺山に送つたもので、その文辭激烈にして、そのため應安山徒の嗾訴を惹起したのである。その一部をあげるに、

……(上略)……又園城寺之惡黨者、獨爲三井之蝦蟆、於于_レ畜尤劣者也、不見_二大悔浩渺_一、焉知_二瑞龍之所_レ蟠哉、凡見_二顯密兩宗之法度_一、更背_二佛神三寶之冥應_一、所以者何、或以_二六韜三略_一而爲_二三密四曼之真藏_一、或以_二五逆十惡_一而爲_二十如一實之深域_一矣、是可_レ忍孰不可_レ忍乎。嗚乎悲哉矣、徒汚_二佛法之名字_一而還作_二僧寶之障礙_一、誠是射人含_二射食_一柱蠱虫也、或以_二南禪佛土莊嚴_一、而起_二我慢邪增上慢之瞋恚_一、或妬_二春屋之法道興隆_一、而謗_二戒香定香解脫香之祕密_一、縱究_二佛界魔界衆生界_一、寧有_二如此之凶黨_一、……………(下略)……

とある。この書物の年代は、「永祿二己未季秋廿二、於解空室内寫之畢（以惟杏上司本寫之咲閏四十九齡）。また「寛永第三歲舍丙寅仲秋十九於一華桃□國灯以龍眠剛外合柔本寫之、片雲六十六齡」とある。

E 倭漢禪利次第はC本に内容は同じであるが、南禪寺正の院末寺なる文があり、十三の末寺と正の院の世代が記されている。奥書に、

延享四年丁卯孟夏就干河州龜井邑萬松山眞觀護國禪寺假斯書以拜寫焉畢矣。

とある。

F 倭漢禪利次第は今津洪嶽博士所藏のものにて、塔頭が追加されている。天龍寺は五十七塔頭に、建仁寺の塔頭は五十一寺になり、東福寺は「私加入、東福寺塔所現存之處、私誌之、廿七」として、A本の六十三塔頭に廿七寺を加えて九〇寺の塔頭が記されている。又卷末に「文政元戊寅霜月、光機表紙修寫」とある。

G 和漢十刹次第として内題に「日本伽藍記」とある。つまり南禪寺を五山之山として京都・鎌倉の各五山の境致と、諸刹位次第、十刹次第、甲刹の寺名を記し、大朱諸寺位次には五山、十刹、甲刹の寺名をあげるのみである。この書物は附録として、中陰勤行次第や建仁法式古規（兩足院の住持であつた春澤永恩の自筆）が記されて

いる。

H 倭漢禪利記は内題には他本倭漢禪利集拔萃並銘記等とある。倭漢禪利次第の拔萃らしく南禪寺は五。天龍寺は四十四。相國寺は一〇。建仁寺は十五。東福寺は一〇の各塔頭が記されている。さらに山城州東山法觀禪寺佛舍利塔記。重修法觀寺塔と緣疏並序。前住高源明谷聰公和尚大禪師肖像贊並行狀。前住高源瀉溪大和尚贊並行狀。建仁寺殿鐘銘。東山建仁禪寺廣灯庵修造募緣帳。瑞岩山高源寺遠溪和尚之行實。對馬卅八幡宮鐘銘。禪林寺起願事。達磨寺中興記。など掲載されている。卷末に右件々借顯令和尙本寫之。天如元年辛酉臘月下浣。とある。

以上を総合して見ると、各山の塔頭は至徳三年（一三八六）の五山十刹の制定以後その當時も含めて、永祿年間頃迄に建立した塔頭が記載されている。ところが卷末に記してある年代は江戸時代初期の年號であるところより見て、塔頭以外において江戸初期迄記されたのであらう。

註

(1) 駒澤大學圖書館編の禪籍目録によれば、その他に「倭漢禪利次第」は松ヶ岡文庫に。「和漢禪利記」は伊勢修成氏藏（永正一四瑞巖山本ニヨル）。又積翠文庫（桂昌菴本）に。「和漢